

## 答 申

諮問第138号

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日付けで別表の（1）に記載の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、別表の（1）に記載の開示請求について対象公文書を特定できなかつたため、補正通知を行った。異議申立人より平成26年5月15日付けで補正がなされた別表の（2）に記載の開示請求についても、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載だけでは、公文書の特定が不十分であった。そのため再度補正を求めたが、補正されず、公文書が特定できないためとの理由で、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年8月27日付け海建管第6008号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年9月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、条例又は規則に基づき開示を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

条例第6条第2項において開示請求書に形式上の不備があると認められる場合は補正を求めることができるがあるが、この場合補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。非開示の直接理由は、「補正を求めたのに補正しなかった」とあるが、補正の資料を添付せず、「補正されない場合は非開示にすることはできる」は何処にも記載がない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

別表の(2)に記載の開示請求は、平成26年4月1日付けの別表の(1)に記載の開示請求に対して、実施機関が平成26年4月15日付け及び平成26年5月9日付けで異議申立人に対し補正通知を行い、異議申立人が補正したものである。

補正された後の開示請求の内容は別表の(2)のとおりであるが、実施機関は、海草振興局建設部管理課に存在する海建第7110号文書には、「〇〇〇と〇〇〇を目鏡印をして、2筆土地を〇〇〇〇が所有していると〇〇〇〇を除外した文書」は綴られていないため、「これ以外『〇〇〇〇が利害関係者でない』ことわかる公文書」では、公文書を特定することが困難であったため、平成26年6月26日付けの補正通知により異議申立人に具体的な公文書の確認を行った。これに対して、異議申立人から補正がされなかったため、平成26年7月23日付けで再度補正通知を行った。これに対しても、異議申立人から補正はされなかった。

実施機関としては、本件開示請求の内容では、条例第6条第1項第2号に規定する「公文書の名称その他開示請求に係る公文書

を特定するために必要な事項」の記載が不十分であり、公文書を特定することができないため、条例第11条第2項の規定により、非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関によると、別表の(2)に記載の開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に記載された内容でも、請求の対象となる公文書を特定することが困難であったため、改めて補正通知書を2回送付した。しかしながら、異議申立人は補正を行わなかったため、結果的に実施機関は異議申立人が請求している公文書を特定することができなかったと説明する。

本件開示請求書の記載内容及び経緯から、実施機関の本件開示請求について請求の対象となる公文書を特定できないとの説明は特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が、本件開示請求に対して請求の対象となる公文書の特定ができないとの理由により非開示決定を行った本件処分は妥当である。

なお、条例第6条第2項より、実施機関は補正を求める場合、開示請求者に対して、補正の参考となる情報を提供するよう努め

なければならないとされているところ、異議申立人は、補正の参考となる資料が添付されていなかったため、補正ができなかったと主張している。しかしながら、実施機関は補正通知において具体的な公文書の名称が不明な場合は相談に応じる旨を記載しており、異議申立人の補正の参考となる情報提供に全く努めていないとまではいえないと考える。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年9月11日	○諮問（実施機関）
平成26年10月1日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年10月14日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年2月28日	○審議
平成29年4月25日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年5月22日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取

平成29年8月8日	○審議
平成29年8月21日	○審議

【別表】

本件開示請求の内容

	請求日	請求内容
(1)	平成26年4月1日	平成13年3月23日付、和歌山県が和歌山地方法務局に申出した上三毛字東山田辺りの公図訂正申出書に添付している〇〇〇と〇〇〇を目鏡印で括り、所有者を〇〇〇〇とした朱書の所有者名等記載した土地所在図は、法務局登記官が作成したメモであると主張していたが、平成26年3月31日付けで別紙の様に立件番号第858号～889号までの地図訂正申出書の一部であり、不動産登記法第155条の規定により、開示、訂正、利用停止の適用除外される文書であると不開示となった。この為平成20年11月26日、第7110号永久保存文書として保存する当記「朱書メモ」の開示。
(2)	平成26年5月15日 (補正後)	平成20年11月26日、〇〇〇〇と〇〇〇〇氏の2人に「第7110号文書」を閲覧させたが、この時は文書開示請求をせず〇〇氏が文書を提供した。〇〇〇〇と〇〇〇〇を目鏡印をして、2筆土地を〇〇〇〇〇が所有していると〇〇〇〇〇を除外した文書である。これ以外「〇〇〇〇〇が利害関係者でない」ことのわかる公文書の開示。